BB003t	公安委員会の運営に関する定めその他公安委員会の委員長又は委員の作成に係る公安委員会の意思決定のうち、重要性が認められるもの	(1)決定、申合せ等		20年	移管	公安委員会の運営に関する定めその他公安委員会の委員長又は委員の作成に係る公安委員会の意思決定に関する文書
BB003d	公安委員会の運営に関する定めその他公安委員会の委員長又は委員の作成に係る公安委員会の意思決定（BB003tに掲げるものを除く。）	(1)決定、申合せ等		30年	廃棄	BB003tに同じ
BB004t	警察法第七十九条第二項の規定による苦情のうち、その内容に重要性が認められるもの	(1)受理		当該苦情の対応が終了する日に係る特定日以後５年	移管	苦情受理票、苦情申出書その他苦情に関係する資料
		(2)処理				苦情の処理に関する文書
		(3)通知				処理結果の通知文書